

障第756号
令和3年6月1日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和3年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度への対応について（依頼）

障害福祉サービス等情報公表制度については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法により、障がい者及び障がい児の保護者が指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等の提供するサービスを適切に選択できるようにするために、事業者が提供するサービスについての情報を公表することとされています。

つきましては、別添のとおり本県における今年度の実施要綱を定め、実施しますので通知します。

各事業者様におかれましては、当実施要綱に基づき、公表事項に係る情報を下記のとおりご報告くださいますようお願いいたします。

記

1 対象

全ての障害福祉サービス提供事業者

※公表事項に係る情報について確認いただき、必ず更新作業（WAM NET 上で「承認者へ申請する」ボタンを押下）を実施願います。

2 報告期限

①令和3年4月1日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者

令和3年7月31日

②令和3年4月1日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

当該事業者指定を受けた日から1か月以内

3 報告方法・内容

別添「令和3年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱」参照

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	若原	担当	森
電話	058-272-8302		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		